

貯法 直射日光を避けて室温保存

キノロン系薬浴剤
指定医薬品 使用基準

承認指令書番号 25動第437号
再審査結果年月 1992年3月

水産用パラザン[®]

®登録商標

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、キノロン系合成抗菌剤であるオキシリン酸を有効成分とする養殖業者向けの薬浴剤である。オキシリン酸は、グラム陰性菌および一部のグラム陽性菌に対して抗菌作用を有し、本剤感受性の細菌による感染症に対し効果が期待できる。

【成分及び分量】

品名	水産用パラザンD
有効成分	オキシリン酸
含量	1mL中 50mg

【効能又は効果】

オキシリン酸感受性菌に起因する下記疾病魚類の斃死率の低下
アユ：ビブリオ病 ウナギ：パラコ口病

【用法及び用量】

アユ（餌付け期）：水1t当たり本剤200mLを溶解（オキシリン酸として10ppm）し、5時間薬浴する。

ウナギ（餌付け期）：水1t当たり本剤100mLを溶解（オキシリン酸として5ppm）し、6時間薬浴する。

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- 本剤は、アユのビブリオ病及びウナギのパラコ口病を治療するために使用し、アユ又はウナギ以外の魚又は動物には使用しないこと。
- 本剤は、必要量以上使用してもその治療効果は変わらないことから、本使用説明書の【用法及び用量】に従って正しく使用すること。
- 本使用説明書の【用法及び用量】に定められている期間使用した後は、治療の効果の有無にかかわらず、本剤の使用を中止し、繰り返し使用しないこと。
- 本剤は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まった後は使用しないこと。
- 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（うなぎ、あゆ）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

うなぎ：食用に供するために水揚げする前25日間
あゆ：食用に供するために水揚げする前14日間

- 本剤を放流用のアユに使用する場合、放流河川の鮎釣り解禁前14日間は使用しないこと。放流河川の鮎釣り解禁後に放流する場合は、本剤使用後14日間は放流しないこと。
- 本剤は、指導機関（家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等）に相談の上使用すること。

（取扱い及び廃棄のための注意）

- 本剤は5℃以下で保存すると、成分が析出して白濁を生じることがある。この場合には、容器を微温湯（30～40℃）につけるか又は室温において、析出成分を完全に溶解してから使用すること。

- 本剤を数回に分けて使用する場合には、速やかに使用すること。
- 本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
- 一度使用した薬浴液は再使用しないこと。
- 誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。
- 使用後は完全に蓋をして保管すること。
- 本剤は、直射日光を避けて保存すること。
- 本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。
- 使用済みの空容器等は、地方公共団体条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。

2. 使用に際して気を付けること

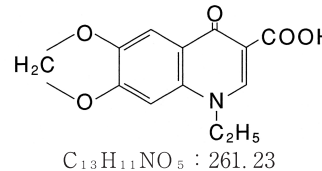
（使用者に対する注意）

- 誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- 本剤は強いアルカリ性（pH10.5～12.5）なので、皮膚、眼、飲食物等についた場合には、速やかに水洗いすること。
- 本剤が眼に入った場合には、直ちに水でよく洗い流し、医師の診察を受けること。

（ウナギ及びアユに関する注意）

- 稚魚の輸送時の使用に関する安全性は確立していないので、本剤を使用しないこと。
- 海水がオキシリン酸の吸収を妨げることが認められているので、海産稚アユの馴致時には原塩又は食塩を使用すること。

【製剤に関する理化学的知見】



一般名：オキシリン酸

分子式： $C_{13}H_{11}NO_5$

分子量：261.23

性状：オキシリン酸は、上記構造を有する白色～帯黄白色の結晶又は結晶性の粉末で、におい及び味はない。ギ酸に溶けやすく、水、メタノール、又は無水エタノールにほとんど溶けない。水酸化ナトリウム試液又はアンモニア試液に溶ける。
水産用パラザンDは、1mL中、オキシリン酸50mgを含有する微黄色～淡黄色澄明の液剤で、そのpHは10.5～12.5である。

【包装】

水産用パラザンD 500mL ポリエチレン容器

【製品情報お問い合わせ先】

物産アニマルヘルス株式会社

〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7

<https://www.bussan-ah.com>

製造販売元

物産アニマルヘルス株式会社
大阪市中央区本町2-5-7

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。